

慶應E U研究会（2010年5月22日）

報告者：田中俊郎（慶應義塾大学法学部教授、ジャン・モネ・チェア）

報告：「ニース条約とからリスボン条約」

報告の成果と課題：

報告は、2009年12月1日に発効したリスボン条約は、2000年12月のニース欧州理事会にその起源があり、2001年2月26日に調印されたニース条約の付属最終文書に「欧州連合の将来に関してより深く、より広い議論を求め、あらゆる利害当事者との広範な議論を求められていた。そこから、2001年12月の「ラーケン宣言」となり、「欧州の将来に関する諮問会議」が召集され、「欧州連合憲法草案」が提出され、正式に召集された政府間会議で「欧州憲法条約」が2004年10月29日に調印された、しかし、25カ国の構成国のうち、18カ国で批准されたにもかかわらず、2005年5月29日のフランスと6月1日のオランダでの国民投票によって拒否された。その後、「熟慮の時間」が設けられたが、結局原加盟国、とくに大国のフランス国民の拒否によって放棄され、改革条約が「リスボン条約」として2008年12月13日調印された。リスボン条約は、この10年に及ぶ作業における議会による批准と国民投票を経て、2009年12月に発効した。

本報告は、この過程における議会の批准過程と国民投票を分析対象にして、欧州統合をめぐるエリートと市民のギャップを明らかにすることを目的とした。

報告に対して、いくつかの質問がだされた。(1)2008年以来の金融・経済危機を機に、すでにECB（欧州中央銀行）に金融政策の権限が移譲されているが、今後経済政策の権限移譲は考えられか。(2)EUの失敗は、EUの諸機関にとっていかなる意味をもつのか。(3)リスボン条約は「民主主義の赤字」に対していかなる対応をしたのかなど質問が提出された。

リスボン条約は、「民主主義の赤字」を減少させる手段（市民のイニシアティブの新設、欧州議会と加盟国議会の権限強化）を導入させており、今後、安定成長協定のより厳格な適用が求められているが、条約のさらなる改正は考えられず、当分リスボン条約の定着が最優先されること、1999年の欧州委員会の総辞職以後、市民に近いEUの構築を目指していろいろな改革が行われていることが説明された。

今後、さらなる調査を継続して、リスボン条約発効にいたる過程における加盟国の状況をさらに深く検討することが課題として残っている。